

第19回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年2月26日（金）
午後5時30分から
場所 大会議室

1 開会

2 本部長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 松本圏域及び市内の感染状況等

(2) 3月1日以降の対応方針（案）

(3) 庁内対策チーム

ア 松本市新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム（仮称）

イ 保健所支援班（仮称）

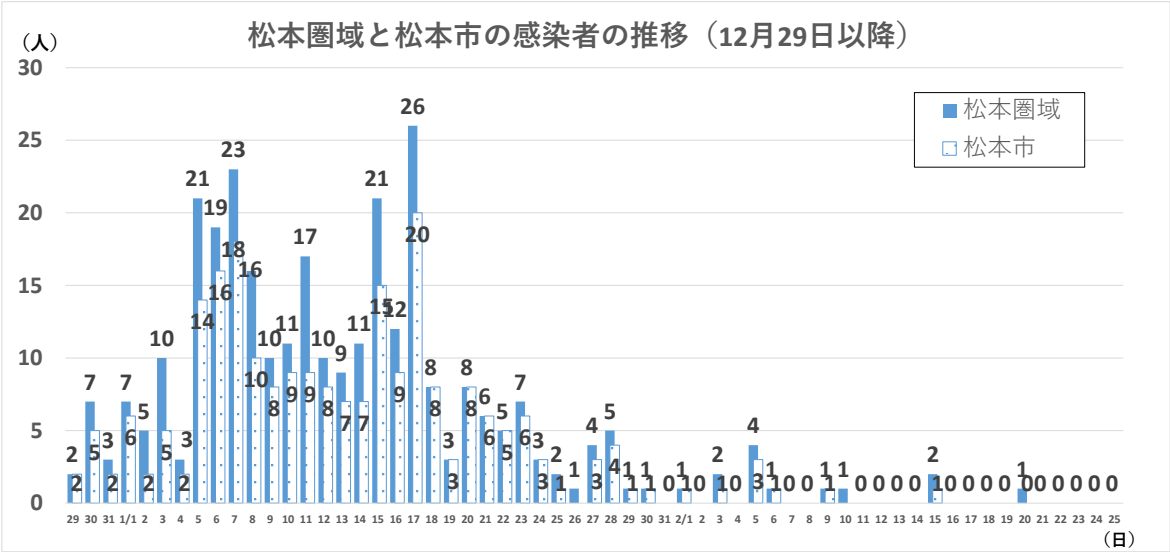
(4) 各部局からの報告

新型コロナウイルス感染防止のための職員の取組みについて

4 その他

5 閉会

1 松本圏域の感染者状況（12月29日～2月25日発表分）



新規感染者数 松本圏域 310人 直近1週間（2/19～2/25）1人
松本市 231人 直近1週間（2/19～2/25）0人 10万人あたり 0人

圏域の感染警戒レベル引き上げ基準

指標	Level 2 の基準値	Level 3 の基準値	Level 4 の基準値	Level 5 の基準値
直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数	2.0人	5.0人	10.0人	20.0人
松本広域圏	9人	22人	43人	85人
松本市	5人	12人	24人	48人

2 中信地域の病床ひっ迫度（1/18 午後8時時点） 86.1％
（2/1 午後8時時点） 48.1％
（2/25 午後8時時点） 0.8％

※中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の割合

3 市立病院のコロナ病床使用率（1/18） 89.2％（33床）
（2/1） 37.8％（14床）
（2/25） 0％（0床）

3月1日以降の対応方針について

松本圏域の動向及び、県からの要請内容を踏まえ、3月1日以降の本市の対応方針を次のとおりとするものです。

1 現状認識

松本市における「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が解除となった2月5日以降、散発的に陽性者は発生しているものの、松本市では2月16日以降新規感染者の発表がなく、感染状況は落ち着いています。

医療提供体制については、入院が必要な感染患者の減少及び年末以降に入院した患者が概ね退院したことにより逼迫状況は改善しています。実際に、2月25日時点での中信地区の病床逼迫度は、0.8%であり、市立病院では、現在コロナ病床の入院患者はいない状況です。

年末以降に経験した市内での感染者増加を繰り返さないためにも、引き続き市民一人ひとりの感染予防のための行動の徹底が重要です。

2 市の方針

(1) 県の対応について

県の協力要請を支援します。

- ア 別紙1 2月16日 レベル1への引き下げに伴う県民等へのお願い
- イ 別紙2-1 2月22日 年度末・年度始に対する知事メッセージ
(3/20～4/9)

ウ 別紙2-2 2月22日 上記知事メッセージの説明

エ 別紙3 2月22日 信州版“新たな会食”のすゝめのチラシ

(2) 市独自の対応方針

前回の対応方針に基づき、4月以降の新しい生活様式を踏まえた日常生活に向けて、令和3年3月末までを目処とした約1カ月間を通常に戻るための準備期間（日常回復期）として位置付け、対応することとします。

また、新型コロナウイルスワクチンが供給されしだい、速やかに市民を対象としたワクチン接種を開始できるよう準備を進めます。

(3) 市民への呼びかけ

日常回復期の感染防止のお願いとして、特に会食で注意することについて、別紙４のとおり市民へ呼びかけます。

また、飲食店の皆さんには、前回お示しした留意点について、引き続き協力を呼びかけることとします。

(4) 日常回復期の市の対応について

ア 高齢者への対応

福祉ひろばの事業及びサークル活動等は、感染予防対策を徹底したうえで実施します。

イ 移動について

感染拡大地域への訪問は、できるだけ控えることとします。また、その他の地域への訪問についても、慎重な行動をすることとします。

ウ コロナ禍における経済対策

(ア) デリバリーやテイクアウト事業を行う際の費用の補助を継続し、事業者を支援します。

(イ) come to キャンペーンとして、３月１日から３１日まで美術館、市立博物館、旧開智学校の３施設無料開放を実施し、地域活性化を図ります。

エ その他

(ア) 市主催の説明会等は、感染症対策を徹底したうえで実施することとします。

(イ) 新型コロナウイルスワクチンの市民への接種にあたり、事務処理を円滑に進めるためのプロジェクトチームを新設します。



全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げます

県内の感染状況が落ち着いたことから、「新型コロナウイルス注意報」を解除し、全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げます。

1 趣旨

県内においては、新規陽性者が確認されない日が4日間(2月10日～13日)継続するなど、感染の状況は落ち着いており、直近1週間(2月9日～15日)の人口10万人当たりの新規陽性者数は0.44人と、全県の感染警戒レベル2の基準である1.0人を下回っています。

このため、「新型コロナウイルス注意報」を解除し、全圏域の感染警戒レベルを1に引き下げます。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

未だ緊急事態宣言が発出されている地域もあり、今後、長野県にも影響が及んでくる可能性もありますので、県民及び事業者の皆様は、引き続き感染防止に十分注意していただくとともに、特に次の3点を遵守してください。

- 1 緊急事態宣言が発出されている地域(特定都道府県)との往来は控えてください。
(特措法第24条第9項)
- 2 会食(自宅や職場等も含む。)の際は感染防止に十分注意してください。
普段会わない方との会食は特に注意してください。
- 3 人との距離の確保やマスク着用、手指消毒等、基本的な対策を改めて徹底してください。高齢者や基礎疾患のある方は特に留意してください。

※ 全圏域がレベル1となるのは、昨年11月3日以来となります。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 前沢直隆 (担当) 湯沢秀保
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

年度末・年度始め（3/20～4/9）を迎えるに 当たっての知事メッセージ（2月22日時点）

年度末・年度始め（3/20～4/9）は日頃会わない方との接触機会が増える時期であり、感染拡大を抑制するため、この期間を「**感染対策強化期間**」とします。県民及び事業者等の皆様は、以下の点について遵守していただくとともに帰省・旅行、会食・会合、会議・休暇などの「**分散化**」・「**小規模化**」・「**遠隔（リモート）化**」にご協力をお願いします。

1 地域間の往来（出張、旅行、帰省など）についてのお願い

- **感染拡大地域への訪問**は、できるだけ**控える**ようにしてください。
その他の地域への訪問に当たっても、感染・伝播性の高い変異株が国内でも確認されていることから、**基本的な感染防止策の徹底や大人数での会食等リスクが高い行動を控える**などの慎重な行動をお願いします。
- 進学・就職・帰省等により本県に来訪される方は、人の流れを分散するため、**感染対策強化期間**をなるべく避けるように検討してください。
来訪される場合、**来訪前2週間**は、**健康観察**を行い、**大人数での会食等リスクが高い行動を控えて**ください。

2 日常生活でのお願い

- **人と接する際のマスクの着用、風邪症状等がある場合は外出しない、体調がよくなって2日以内は外出を控える**などの対策を改めて徹底してください。
- 会食を行う機会が増える時期ですが、**これまで一緒に生活・勤務していなかった人との会食はできるだけ控えて**ください。
- 会食を実施する場合は、アクリル板を挟むなど飛沫感染に注意いただくとともに、信州版「“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での**大人数**（概ね1メートルの距離が取れない程度の人数）・**長時間**（概ね2時間超）とならないように留意してください。

3 事業者・大学など高等教育機関の皆様へのお願い

- **入社式・入学式**を行う場合は、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討ください。
また、可能な場合は、転勤・引っ越しの時期についても**感染対策強化期間**を避け、できるだけ分散化させるよう検討してください。
- 転勤・入学などにより感染拡大地域から転入される方に対しては、**転入前2週間**は、**健康観察**を行い、**大人数での会食等リスクが高い行動を控えて**いただくよう呼びかけてください。

差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが
「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう

令和3年2月22日
長野県知事 阿部 守一

年度末・年度始め（3/20～4/9）を迎えるに当たっての
知事メッセージ（2月22日時点）について（留意事項）

令和3年2月22日

長野県

メッセージの趣旨

年度末・年度始めは、転勤、入学等の引っ越し、帰省や謝恩会、歓送迎会などによる人の移動や、飲酒を伴う会食が大変多い時期です。

お一人おひとりのこれまでの感染防止のご努力、県や市町村の対策強化等により、現在、新型コロナウイルス感染症の感染の広がり、一時期と比べて落ち着いています。一方で感染が拡大し、入院患者が増加した場合、医療提供体制に深刻な影響を与えるおそれがあります。

これまでも人の移動や会食が増加する時期には、県内の陽性者が増加しています。そのため、特に、この年度末・年度始めの時期に、改めて感染防止策を徹底していただくことが、この時期以降の感染状況が増加に転じるか、減少に転じるかを決める大きな分岐点となります。

このため、年度末・年度始め（3/20～4/9）を「感染対策強化期間」とし、知事メッセージを発出しました。県民及び事業者等の皆様は、以下の点について遵守していただくとともに帰省・旅行、会食・会合、会議・休暇などの「分散化」・「小規模化」・「遠隔（リモート）化」にご協力いただき、再度の感染拡大を一人ひとりの行動で防ぎましょう。

なお、このメッセージは、現在の感染状況をもとにしたものであり、今後、感染拡大が進んだ場合は追加のメッセージを出すことがあります。

県民・事業者等の皆様へのお願い

1 地域間の往来（出張、旅行、帰省など）についてお願い

- (1) 感染拡大地域※への訪問は、当該地域内における感染拡大防止に協力するためにも、できるだけ控えるようにしてください。特にこの時期の旅行や帰省等をなるべく避け、行う場合も感染防止対策には万全を期してください。

また、感染拡大地域を訪問された方は、2週間程度はご高齢の方や基礎疾患がある方との接触を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

なお、その他の地域への訪問に当たっても、感染・伝播性の高い変異株が国内でも確認されていることから、基本的な感染防止策の徹底や大人数での会食等リスクが高い行動を控えるなどの慎重な行動をお願いします。また、旅行される場合は、「新たな旅のすゝめ」を遵守してください。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県

- (2) 進学・就職・帰省等により本県に来訪される方は、人の流れを分散するため、感染対策強化期間をなるべく避けるように検討してください。

また、来訪前2週間は、健康観察を行い、大人数での会食等リスクが高い行動を控えていただくなど感染拡大抑止のための行動にご協力をお願いします。

なお、自主検査を実施してから来られる方についても、検査の結果はその時点での結果にすぎないことから、陰性であった場合でも慎重な行動をお願いします。

- (3) 進学・就職などで転出される方は、転出先の都道府県からの呼びかけを確認いただき、それに基づく慎重な行動をお願いします。

2 日常生活でのお願い

- (1) 日頃から行っていたいでいる健康観察や風邪症状等がある場合の外出をしないことなどの感染拡大防止対策を改めて徹底してください。

また、無症状でも人に感染させる可能性があるため、人と接する際は必ずマスクを着用してください。具合の悪い時期があった方は、体調がよくなって2日以内は外出を控えるなど、人に感染させないための行動を徹底してください。

- (2) 謝恩会・歓送迎会など、会食を行う機会が増える時期ですが、これまで一緒に生活・勤務していなかった人との会食をできるだけ控え、会食を実施する場合は、少人数化、リモート化をご検討ください。

また、会食を実施する場合は、アクリル板を挟むなど飛沫感染に注意いただくとともに、次の5つのポイントや信州版「“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数（概ね1メートルの距離が取れない程度の人数）・長時間（概ね2時間超）とならないように留意してください。

なお、家庭内や知人同士での会食においても同様に注意してください。

- ① 体調が悪い場合は参加しない、させないこと。
- ② 開始前と会食後に必ず手指消毒を行うこと。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可）
- ③ 人と直接・間接に接触しないこと。（大皿料理、とり箸、お酌、司会・カラオケマイクの共用を避けるなど）
- ④ 飛沫を人や人の飲食物に飛ばさないこと。（会話時のマスク着用など）
- ⑤ こまめに換気すること。

なお、お酒が入ると気が緩みがちになるので十分注意してください。

3 事業者・大学など高等教育機関の皆様へのお願い

- (1) 業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底を改めてお願いします。
- (2) 入社式・入学式を行う場合は、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討ください。また、他の都道府県との往来による感染拡大リスクを少なくするため、可能な場合は、転勤・引っ越しの時期についても、感染対策強化期間を避け、できるだけ分散化させるよう検討してください。
- (3) 転勤・入学などにより感染拡大地域から転入される方に対しては、転入前2週間は、健康観察を行い、大人数での会食等リスクが高い行動を控えていただくよう呼びかけてください。
- (4) 従業員の皆様の在宅勤務・テレワークなど3密を避ける取組の促進、発熱等体調不良時に休みやすい職場環境づくりにご協力をお願いします。

終わりに～差別・誹謗中傷の抑止～

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、感染された方やそのご家族、帰省者や旅行者をあたたかく迎えましょう。



信州の安心なお店 応援キャンペーン

信州版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

長野県では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを「新たな“会食”のすゝめ」にまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

「新しい日常」にマッチした会食スタイルをすすめ、地域でがんばるお店を応援しましょう！

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しか、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的

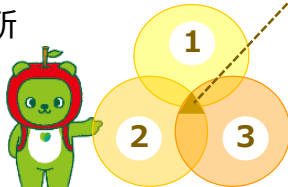


三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ①換気の悪い **密** 閉空間
- ②みんなが集まる **密** 集場所
- ③近くで話す **密** 接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



- お役立ちサイト -



県 新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト



「新型コロナ対策推進宣言」サイト



「信州のがんばるお店応援プロジェクト」サイト

食マエ ～ 準備は入念に！～

- 開催時期や参加人数は適切か考えよう！
- 「新型コロナ対策推進宣言」など対策の取れている店を選ぼう！
- メンバーの体調や行動履歴（県外出張や感染者との接触など）を確認しよう！不安な場合は参加しない、させない
- 長時間の利用とならないよう、あらかじめ利用時間やメニューを、メンバーと決めておこう！
- 地域の感染状況や対策の内容を確認しておこう！

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！～

- 入店時にメンバーの体調を改めて確認しよう！
- お店の安全対策や従業員の指示に従おう！
- 基本的な感染防止対策を守ろう！（手洗い、消毒など）
- 出来るだけ個室を選んだり、他のグループとの間隔をあけよう！
- お酌や回し飲み、箸などの使いまわしはやめよう！

食アト ～ フォローまでしっかりと～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 1週間程度は、メンバー間で健康チェックをしよう！

以下のWebサイトを参考に、地域でがんばるお店を応援しましょう。

コロナは思いやりと
支えあい乗り越える **あかりともそう**
キャンペーン

長野県にお住まいの方限定

**信州のがんばるお店
応援プロジェクト**

県内のお店を利用してSNS で発信しよう



まつもと版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを長野県の「信州版”新たな会食”のすゝめ」をもとに、「まつもと版”新たな会食”のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しに、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



食マエ ～ 準備は入念に！ ～

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて参加者同士で確認しよう！
- 次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守しているお店を選ぼう！
 - ☑ テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る
 - ☑ 入口や手洗い場には消毒液を用意
 - ☑ お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒
 - ☑ こまめな換気
- 体調の悪いときは参加をやめよう！
(体調が戻っても2日は控える)

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！ ～

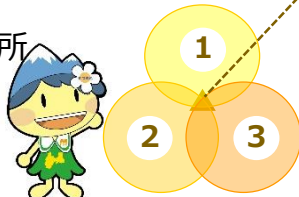
- 室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう！
- 会食は概ね2時間以内にしよう！
- 会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう！
- 料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸やコップを使おう！
- お酌や席の移動はやめよう！
- 会食前後には必ず手指消毒をしよう！

三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い 密閉空間
- ② みんなが集まる 密集場所
- ③ 近くで話す 密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



- お役立ちサイト -



松本市 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト



「県」 新型コロナ対策推進宣言
サイト

食アト ～ フォローまでしっかりと ～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に相談しよう！

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料
3. 2. 26
政 策 部

新型コロナウイルス感染症庁内応援体制について

1 趣旨

中核市移行に伴い、県から新たに感染症対策の権限が移譲（予定所管課：健康福祉部 松本市保健所 保健予防課）されます。

松本市において新型コロナウイルスの感染が拡大した場合には、松本市保健所における業務が急激に増大し、保健師等の職員確保が必要になることから、全庁での応援体制について報告するものです。

2 新型コロナウイルス感染症対応フロー図

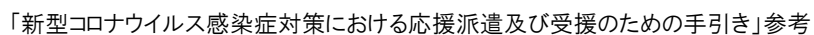
別紙のとおり

3 今後の進め方

- (1) 令和3年4月1日から業務を開始します。その時点での状況に応じて関係部局に職員の動員を要請しますので協力をお願いします。
- (2) 専門的な知識等が必要な業務については、全庁から保健師の応援を求めます。それ以外の業務については、全庁の事務職等で対応をお願いします。
- (3) 必要に応じて、事前研修の開催や業務内容等の資料の配布を予定しています。

なお、3月1日（月）午後4時から保健師を対象に説明会を開催します。詳細は別途通知しています。

- (4) 具体的な体制については、3月上旬を目途に整えます。



(周知事項)

新型コロナウイルス感染防止のための職員の取組みについて

1 趣旨

市内の感染状況は、深刻な状況を脱し、落ち着いた状況にありますが、これから年度末や年度始めを控え、転勤や進学等による引っ越しや帰省による人の移動、また、歓送迎会などの飲酒を伴う会食の機会が多くなる時期であることから、今後も気を緩めることなく警戒する必要があります。

つきましては、各職員に対し、改めて感染防止のための取組みの徹底をお願いするものです。

2 勤務体制における取組み

特に本庁舎や大手事務所などの密状態になりやすい職場は、以下の取組みにより、毎日の出勤者を常時2割削減してください（職員課への報告は不要です。）。

(1) 在宅勤務（在宅勤務・サテライトオフィス。対象は、正規職員のみ）

ア 各職場に配備されたタブレット型パソコンや在宅勤務用リモートアクセス接続回線の利用により、在宅勤務を実施してください。

イ サテライトオフィスは、梓川支所、四賀支所及び情報創造館庁舎で実施できますので積極的な利用をお願いします。

(2) 時差出勤

勤務時間の割振りは、松本市職員の時差出勤勤務制度に関する規程に基づき割り振ることができますが、職員の心身への影響を考慮し、特別の業務のない限り、原則、割り振る時間は、最も早い時間区分は「午前7時から午後3時45分まで」とし、最も遅い時間区分は「午前11時15分から午後8時まで」としてください。

(3) 週休日の振替（対象は、正規職員のみ）

1日又は半日を単位とした週休日と勤務日との割振り変更をお願いします。

(4) 年次有給休暇

事務に支障がない範囲で積極的に取得してください。

3 執務環境等における取組み

(1) 午前10時と午後3時の庁内放送にかかわらず、常時換気を行うなど、各職場の執務室内の状況により、換気の回数を増やし、換気の徹底を図ってください。

(2) 執務中は、常時マスクを着用してください。

- (3) 昼食時など、マスク未着用での会話は厳に慎んでください。
- (4) 会議は、可能な限りテレビ会議システムを活用することとし、出席者を集めての会議では、密にならないよう配慮してください。

4 出張に係る取組み

- (1) 市内外にかかわらず、出張は感染に十分留意し、対応してください。
- (2) なお、感染拡大地域への出張は、できるだけ控えるようにしてください。

※感染拡大地域とは、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（県のホームページ参照）

5 私生活における取組み

- (1) 高齢者や基礎疾患のある方に感染を広げないよう、外出の際は慎重に行動するとともに、家庭内での感染対策を徹底してください。
- (2) 感染拡大地域との往来は、できるだけ控えるようにしてください。
- (3) やむを得ず、往来又は家族が帰省する場合は、職場での報告の徹底をお願いします。
- (4) 原則、往来後の自宅待機の対応は行いませんが、これまで以上に体調管理を徹底し、発熱等の症状がある場合は、出勤せず早めの相談・受診をお願いします。
- (5) 往来後は、家庭内での感染予防にも努めてください。

6 会食に係る取組み

- (1) 会食の実施に当たっては、県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」など、新型コロナ対策を講じている飲食店を利用するとともに、「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」（別紙）を参考にしてください。
- (2) 室内では参加者同士で概ね1メートルの距離をとってください。また、会食は概ね2時間以内としてください。
- (3) 会食の際は、こまめな換気に留意するとともに、飛沫を人や人の飲食物に飛ばさないよう、会話時にはマスクを着用するなどしてください。
- (4) 会食の際は、人と直接・間接に接しないよう、大皿、とり箸、お酌を避けてください。
- (5) お酒が入ると気が緩みがちになることから、1次会のみで開催としてください。

7 感染時の対応

別紙のとおり（R3.1.12 更新）

8 今後の対応

取組内容は、市内における今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、随時見直します。



まつもと版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気をつけていただきたいことを長野県の「信州版”新たな会食”のすゝめ」をもとに、「まつもと版”新たな会食”のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

感染防止の3つの基本

①人と人との距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止パネル越しに、できるだけ真正面は避けよう



②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう



③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的



食マエ ～ 準備は入念に！ ～

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて参加者同士で確認しよう！
- 次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守しているお店を選ぼう！
 - ☑ テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る
 - ☑ 入口や手洗い場には消毒液を用意
 - ☑ お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒
 - ☑ こまめな換気
- 体調の悪いときは参加をやめよう！
(体調が戻っても2日は控える)

食ナカ ～ 感染予防をして楽しもう！ ～

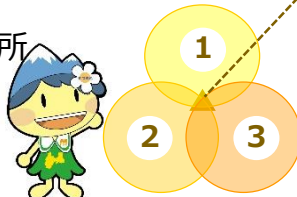
- 室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう！
- 会食は概ね2時間以内にしよう！
- 会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう！
- 料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸やコップを使おう！
- お酌や席の移動はやめよう！
- 会食前後には必ず手指消毒をしよう！

三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ① 換気の悪い 密閉空間
- ② みんなが集まる 密集場所
- ③ 近くで話す 密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります



- お役立ちサイト -



松本市 新型コロナウイルス
感染症対策 総合サイト



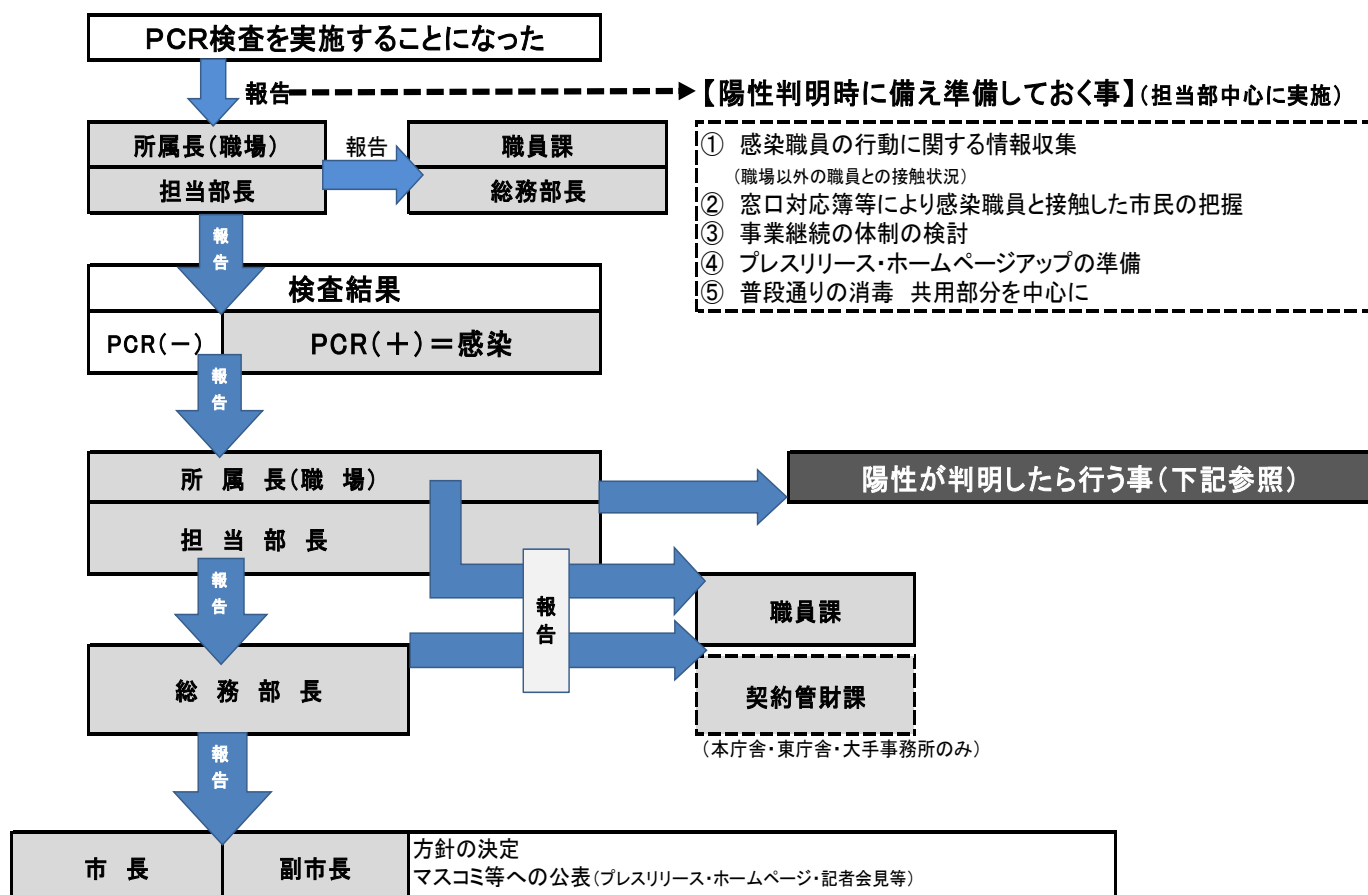
「県 新型コロナ対策推進宣言」
サイト

食アト ～ フォローまでしっかりと ～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に相談しよう！

職員が感染した場合の報告及び対応

* 緊急事態として迅速に対応すること(夜間・休日にかかわらず)



陽性が判明したら行う事

* 保健所の調査結果により濃厚接触者特定
消毒箇所、範囲の助言

【開庁時】感染職員の所属職場のフロア・施設の閉鎖

(本庁・東庁舎・大手事務所の場合、状況により庁舎閉鎖)

* 感染職員の出勤状況を確認の上(いつまで出勤していたか)

職員課(職員管理)

・保健所調査前の準備・協力
(接触者リスト準備・職員の健康状況確認)
・濃厚接触者の特定後、自宅待機者の範囲を決定→指示
・プレスリリースの対応等

広報課

プレスリリース・ホームページアップの調整

契約管財課(消毒関係): 本庁舎・東庁舎・大手事務所のみ

* 開庁の場合: フロア・施設の閉鎖→市民誘導
・庁内消毒手配・自衛防災隊防災責任班への協力要請
・保健所の助言に基づき消毒

所属課(感染職員職場)及び担当部

状況に応じ関係課(濃厚接触者となる可能性が高い職場)

【事前準備】

- ① 感染職員の行動に関する情報収集(職場以外の職員との接触状況)
- ② 窓口対応簿等により感染職員と接触した市民の把握
- ③ 事業継続の体制の検討
- ④ プレスリリース・ホームページアップ

+

職員への指示

【開庁日】職場での待機を指示(保健所からの指示あるまで)

感染職員との接触状況を確認(職場聴き取り)←職員課

【休日等】自宅待機等の指示(保健所からの指示あるまで)

必要に応じ消毒(保健所からの助言による)